

No	市民クラブ提言	行政対応	担当部局
	<b>1. 情報発信について</b>		
①	新型コロナウイルス感染症の特異性の周知 今さらながらの感はあるが、通常のインフルエンザと異なり、発症前にも体内でウイルスが増殖することで他の人に感染させる特徴があることをもっと周知するべき。	新型コロナウイルスは、通常のインフルエンザと異なり、発症前でも他人に感染させることなどの特性を、機会を捉えて周知してまいります。	医療担当 危機管理監
②	情報発信 感染拡大地域への不要不急の往来やマスク着用・アルコール消毒の徹底など、コロナ禍に対する基本的な感染予防対策を怠り感染したケースが増えている。また、本市では安全モードへの切り替えや「感染拡大警戒宣言」などの情報発信をしているものの、その内容が市民に行き届かなくなっていることを踏まえ、市民に「安全モード」と「経済モード」の切り替えがわかりやすく伝わる仕組みや、「安全モード」下では市長メッセージの定例化など、市長の露出回数を増やすなど、市長のリーダーシップにより市民に早く状況を伝え安心・安全を実感できる情報発信をするべき。 また、例えば、浜松駅や各種公共機関、施設に安全モードに切り替わったことを掲示するなど、啓蒙に取り組むべき。	withコロナの時代は安全モードと経済モードを巧みに動かすデュアルモードへの対応が必要となりますが、すでに飲食業では店内とデリバリーやテイクアウト、働き方ではオフィスとリモートなど様々な分野でデュアルモードの対応が行われています。感染状況にあわせて感染リスクを軽減させるため、こうしたデュアルモードへの対応について機会を捉えて情報発信してまいります。 また、必要に応じて市長から市民の皆様へ今後も様々なツールを活用して、分かりやすい情報発信に努めてまいります。	危機管理監
	<b>2. 医療体制について</b>		
①	軽症者への対応 症状の見える化の推進 症状確認として、血中酸素濃度計測（パルスオキシメータ）を貸与し、肺機能の状況を数値で確認し急変に備えるべき。 加えて、デジスマの助けを借りて、パルスオキシメータの計測値をネットで繋いでモニタリングする仕組みを導入すべき。	パルスオキシメータにつきましては、高齢者や基礎疾患を有する方などが事情により自宅療養する場合に貸与しています。今後も貸与の状況に応じて保有数を拡充してまいります。 また、パルスオキシメータの計測値のネットでのモニタリングに関しましては、パルスオキシメータとスマートフォンや、医療機関で使用しているシステムなどとの接続、連動を確認する必要がありますので今後も情報収集してまいります。	医療担当
②	PCR検査、もしくは抗原検査 感染力が従来より強い変異株の感染拡大を考えると、迅速な検査体制の増強は不可欠と考える。 については、可搬式抗原検査ツールなどの追加と、それらを使いこなして検査の拡充につなげるための体制づくりを早急にすべき。	新型コロナウイルス感染症に関する検査は、症状の有無に関わらず、行動歴、接触歴から感染が疑われる者に対し保健所が実施する積極的疫学調査による検査と、症状がある者に対して医師の判断による医療機関（保険診療）が実施する検査及び本人が希望する場合に医療機関（自由診療）や民間検査機関が実施する検査に分かれます。症状や行動などにより、保健所、医療機関及び民間検査機関における役割分担が確立しており、検査の必要数に十分に対応できている状況です。今後も、民間機関の検査能力を有効活用することで、検査能力の確保を図ってまいります。	医療担当
③	PCR検査または抗原検査の対象を広げた検査実施 連日30名を超える陽性者が発表されており、濃厚接触者の追跡が行われているが、追跡が後手後手にならないように濃厚接触者の周りや関わりをもった方々にも検査を行い、感染の拡大を食い止めるべきと考えるため、これまで以上に検査対象を広げること考えるべき。	濃厚接触者の追跡は、感染者から他人へ感染させる可能性がある期間が発症日2日前からであることを踏まえ、この期間内において、1メートル程度の距離で必要な感染予防対策無しで15分以上の接触があった者などを特定し、PCR検査や継続的な健康観察を行っております。また、市内の医療機関における保険診療による検査や民間検査機関等での自費の検査も含め、感染している可能性がある者を保健所が速やかに検査を実施するとともに濃厚接触者の特定に漏れないように、精度を高めることで感染拡大防止を図ってまいります。	医療担当
④	感染者の病床、軽症者の入院先の確保 GW以降の感染拡大による病床使用率の増加を受け、さらにはこの先の感染者拡大が心配されるため新たな病床や軽症者用の施設の確保を急ぐべき	市内の総合病院の院長などで構成する病院長会議において、医療提供体制について議論しており、これまでも感染状況に応じて順次病床数を拡大するなどの対応をいただいております。また軽症者用宿泊施設については、現時点では、市内2ヶ所に計240室を確保しており、充足している状況ですが、今後の感染状況によっては、速やかに県に対して施設の確保を促してまいります。	医療担当
	<b>3. 役所の対応について</b>		
①	担当部署・職員 担当部署・職員の労働時間は適切な管理対応がなされているのか。 庁内での協力・支援の体制は出来ているのか。それは機能しているのか。 さらなる状況の悪化を想定した準備をするべき。	職員の勤務状況は各所属長等が管理しており、患者数の増等により職員の負担が増加する場合には、庁内の応援体制等により対応しております。特に、本年5月からの患者数の急増に対しては、部内だけでなく部局を横断して業務応援を増やして対応しており、また、7月には該当課2課に増員を図ります。今後も引き続き体制の確保に努めてまいります。	総務部 医療担当
	<b>4. ワクチン接種について</b>		
①	優先順位 警察、消防士といったエッセンシャルワーカーの優先接種に加えて、変異株が若年層にも感染することから幼稚園、保育園、学校で働く人たちにも優先接種を行うべき。 マスク等の着用といった感染対策を守ることが難しいと報道されている認知症高齢者や障害福祉サービス等事業所への通所者などへの優先接種。 ならびに、これらの施設の職員への優先接種をおこなうべき。	現在、集団接種会場における余剰ワクチンや空いている予約枠を使い、学校関係職員や保育士、高齢者施設等の従業者への接種について、所管課と調整し優先接種を行っております。 なお、認知症高齢者や障害福祉サービス等事業所への通所者などにつきましては、対象年齢に達している方や基礎疾患を有する方に優先接種を実施してまいります。また、これらの施設の職員については、接種希望者をリスト化し、優先接種を行ってまいります。	医療担当
②	集団接種 現在8ヶ所の会場での集団接種が予定されているが、接種後の経過観察が必要なため接種会場の広さが接種できる人数を決めてしまうと考える。 については、浜松アリーナなどの大きな広さを持つ集団接種会場の確保を急ぐべき。	今後、一般の方への接種の移行も踏まえ、ザザシティ浜松に加え、6月後半から7月にアクトシティ浜松展示イベントホール及び7月後半から浜松総合産業展示館を確保し、集団接種会場を集約化・大型化してまいります。	医療担当
③	集団接種の予約状況 集団接種の予約状況は、ネットなどで予約可能枠をリアルタイムで表示する、また国や県からの支給計画なども含め「見える化」すること。また接種対象者に同居家族がいる場合には、この情報を家族にプッシュ型で伝達する仕組みを作るなど、効率良く接種予約ができるようするべき。	集団接種の予約状況は、浜松市ホームページ上で予約可能数を公表するとともに、毎日更新を行っております。また、予約の空き状況については、市ホームページや防災ホットとメールなどを活用し広く情報提供を行っております。	医療担当

No	市民クラブ提言	行政対応	担当部局
④	<p>ワクチン接種における予約難民発生の防止</p> <p>スマホが無くLINEやインターネットでの予約ができない方や、コールセンターの電話が混雑のために接種予約が出来ないケースがある。</p> <p>他自治体では、日時を指定して連絡をするプッシュ型の接種予約やスマホが苦手な方の為に携帯電話会社の店舗で予約をサポートする仕組みが行われている。</p> <p>この様なワクチン接種予約をスムーズにする取組みを進めるべき。</p>	<p>コールセンターは接種券郵送後繋がりにくい状況が継続する場合は、委託業者と調整し、コールセンターの回線を増やすことを検討してまいります。</p> <p>また、自治会・民生委員の協力をいただき、地域における声掛けなど接種予約への対策を進めております。"</p>	医療担当
⑤	<p>企業内・団体内での接種</p> <p>企業内の産業医などを活用した職場での接種を推進する動きがあるが、産業医の人数上難しいことが予想される。接種可能な医師・看護師・保健師の派遣など必要なリソースについてはどのように考えるか？</p> <p>また企業では市外・県外から通勤している方も多い、この方々の対応方法も含め、企業が相談できる窓口を至急設けるべき。</p>	<p>国から示された職域接種のスキームに基づき、市内の大企業でも職域接種の検討が進められております。その他の企業においても、商工会議所などの団体と調整し、大型会場の一部を企業枠として開放するなど、ワクチン接種を推進できるような体制の構築について早急に検討してまいります。</p>	医療担当
⑥	<p>浜松に住所を置いたまま、他市で生活している方の接種</p> <p>大学生などでは首都圏などの大学に進学し、実際は他市で生活していても、浜松に住所を置いたままとしている方も多い。接種券が浜松に届いても、緊急事態宣言下では浜松に来て接種することも叶わず、また実際に生活している市では接種できないと思われる。このような場合の対応を至急検討するべき。</p>	<p>住民票所在地以外の接種については、本人が、接種する医療機関等が所在する市町村にて事前に届出を行い「住所地外接種届出済証」の交付を受けることで接種が可能となります。また、東京では大型接種会場での接種も可能となっております。</p>	医療担当